

京都市告示第 15 号

介護保険法第 24 条の 2 第 1 項第 2 号の規定に基づき，要介護認定調査事務の一部を指定市町村事務受託法人に次のとおり委託しました。

平成 21 年 4 月 1 日

京都市長 門川 大作

1 当該委託に係る事務所の名称及び所在地

(1) 名称

社団法人京都府介護支援専門員会

(2) 所在地

京都市中京区竹屋町通烏丸東入ル清水町 3 7 5 京都府立総合社会福祉会館（ハートピア京都）7 F

2 委託する指定市町村事務受託法人の名称，主たる事務所の所在地及びその代表者の氏名

(1) 名称

社団法人京都府介護支援専門員会

(2) 主たる事務所の所在地

京都市中京区竹屋町通烏丸東入ル清水町 3 7 5 京都府立総合社会福祉会館（ハートピア京都）7 F

(3) 代表者の氏名

会長 上原 春男

3 委託開始年月日

平成 21 年 4 月 1 日

4 委託事務の内容

要保護者で介護保険被保険者以外の者の新規要介護(要支援)認定事務に
おける訪問調査業務

5 居宅サービス等の提供の有無

無

(保健福祉局生活福祉部地域福祉課)